

# 令和元年（2019年）10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもの保育料（利用者負担額）が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

### 【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの保育料（利用者負担額）が無償化されます。**
  - 幼稚園については、月額上限25,700円です。
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償となります。
  - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯と全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定が必要な場合がありますので、学校教育課にご確認ください。
- **0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象に保育料（利用者負担額）が無償化されます。**
  - なお、同じ世帯で2人以上の子どもが同時に保育所等を利用している場合、最年長の子どものみを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、子どもの年齢制限を完全に撤廃し、きょうだい児が小学校・中学校等に通学していても多子計算の算定対象としています。

### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。**

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

# 幼稚園・こども園（教育認定）の預かり保育を利用する子ども

## 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける**必要があります**。

(注)原則として、通われている幼稚園・こども園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、子育て支援課又は学校教育課にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

## 認可外保育施設等を利用する子ども

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける**必要があります**。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、子育て支援課にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子どもは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化**されます。

### 【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3歳児から5歳児までの利用料が無償化**されます。